第1回 伊万里市農業委員会会議

- 1. 日 時 令和5年1月4日(水) 開会 15時00分 閉会 16時22分
- 2. 場 所 市役所 大会議室
- 3. 出 席 13名
- 4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	\circ	8	前田勉	0
2	池田 良一	0	9	山口 光壽	0
3	鶴田 裕幸	0	1 0	渕上 幸雄	0
4	吉村 幸夫	0	1 1	松永 久美子	0
5	梅村 幸臣	0	1 2	相良 安夫	0
6	力武 正光	0	1 3	堤正樹	欠
7	西山 哲	0	1 4	副島 敏和	0

議事録署名者	7番	西山	哲	
	1 4 悉	副島	新和	

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松尾 貞裕	書記	江口 裕典

6. その他出席者 なし

7. 付議事項

議案第1号	農地法第5条の申請について
議案第2号	農地法第4条及び第5条の申請について
議案第3号	農地法第4条の申請について
議案第4号	農地法第3条の申請について
議案第5号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴 うあっせん委員の指名について

8.報告事項

議案第1号	農地法第18条第6項通知の受理について
議案第2号	農地等の形質変更届出について
議案第3号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否
1 0 1/ Xru	かの判断について

9. 連絡事項なし

議長 みなさん、こんにちは。

(挨拶)

それでは、ただいまより第1回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は13番堤委員です。

次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。

今回は7番 西山 哲委員、14番 副島 敏和委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。

本日の議案数は、6つです。

議案第1号 農地法第5条の申請について 5件

議案第2号 農地法第4条及び第5条の申請

について 1件

議案第3号 農地法第4条の申請について 2件

議案第4号 農地法第3条の申請について 5件

議案第5号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]

について

利用権設定 通年 11件

農地中間管理事業 2件

公社への売渡 1件

議案第6号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例

事業に伴うあっせん委員の指名について 1件

また、報告事項は、3つです。

報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について 3件

報告第2号 農地等の形質変更届出について 2件

報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か

の判断について 2件

となっております。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 | 議案第1号 1番についてご説明します。

議案は1ページになります。

図面は1ページから5ページです。

申請地は〇〇〇の地区です。

譲受人が資材置場をするための申請です。

農地区分は第1種農地。

事務局

許可基準としましては、既存の施設の拡張に該当します。

続きまして、議案は1ページ、2番になります。

図面は6ページから10ページです。

申請地は〇〇〇〇地区です。

譲受人が一般住宅建設をするための申請です。

農地区分は第2種農地。

許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し 得るに該当します。

続きまして、議案は1ページ、3番になります。

図面は11ページから14ページです。

申請地は〇〇〇〇地区です。

譲受人が一般住宅建設をするための申請です。

農地区分は第2種農地。

許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し 得るに該当します。

続きまして、議案は2ページ、4番になります。

図面は15ページから19ページです。

申請地は〇〇〇〇地区です。

借受人が一般住宅建設をするための申請です。

農地区分は第2種農地。

許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し 得るに該当します。

続きまして、議案は2ページ、5番になります。

図面は20ページから35ページです。

申請地は〇〇〇〇地区です。

譲受人が建売住宅建設をするための申請です。

農地区分は第3種農地。

許可基準としましては、許可し得るに該当します。

議案第1号 については以上5件です。

議長

それでは1番について担当委員から説明をお願いします。

担当委員

資材置場にするということで土地を買うことにしたということでした。農振区域だったので除外するのに時間がかかったということで判子をもらいに来られました。ここは、特別周りも問題なく、区長さん、生産組合長さんの承諾もありましたので、私も承諾しました。以上です。

議長	1番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	特に無いようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願い、、、、
I H M	します。
担当	現地のまわりは田んぼで排水等を見たところ、別に問題はありませんでしたの
委員	で印鑑を押しました。以上です。
議長	2番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし> 特に無いようですので、続きまして、3番について担当委員から説明をお願い
	村に無いよりですので、続きまして、3番について担当安負がり説明をお願いします。
 担当	現地はですね、道路べたですけども、排水等、ここは下水が通っていることろ。
委員	で別に問題ありませんでしたので、印鑑を押しました。以上です。
	3番について、御意見、御質問はございませんか。
○番委員	親子ですか。
事務局	親子関係はないようです。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、続きまして、4番について担当委員から説明をお願いしま す。
 担当	^{9。} 現地の方は新築を建てる方は実家の横に家を建てるということで、排水等、別
委員	に問題ありませんでしたので、印鑑を押しました。以上です。
議長	4番について、御意見、御質問はございませんか。
HIX X	<なし>
	特に無いようですので、続きまして、5番について担当委員から説明をお願い
	します。
担当委員	ここは、22~23棟家が建っています。上水、下水も通っておりまして別に
	問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。
議長	5番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	特に無いようですので、農地法第5条の申請5件については承認を戴きました
	ので、許可相当として意見を付して県へ進達します。
	続きまして、議案第2号 農地法第4条及び5条の申請について事務局から説 明をお願いします。
 事務局	議案第2号 1番についてご説明します。
 	議案は3ページになります。
	図面は36ページから38ページです。
	申請地は○○○地区です。
	1

事效日	中ましが材せたようたよの中までよ
事務局	申請人が植林をするための申請です。
	農地区分は第2種農地。
	許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し
	得るに該当します。備考欄に書かれてある通り、始末書が添付されています。
	議案第2号 1番については以上1件です。
議長	1番について担当委員から説明をお願いします。
担当	現場は右も左も山ばかりです。既にくぬぎが植えてあります。まわりは山林原
委員	野です。区長さん、生産組合長さんも同意されており、私も承諾しました。ご
	審議お願いします。
議長	1番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	特に無いようですので、農地法第4条及び5条の申請1件について承認を戴き
	ましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。
	続きまして、議案第3号 農地法第4条の申請について事務局より説明をお願
	いします。
事務局	議案第3号 について説明します。
	議案第3号 1番についてご説明します。
	議案は4ページになります。
	図面は39ページから41ページです。
	申請地は〇〇〇〇地区です。
	申請人が駐車場をするための申請です。
	農地区分は第3種農地。
	許可基準としましては、許可し得るに該当します。
	続きまして、議案は4ページ、2番になります。
	図面は42ページから44ページです。
	申請地は〇〇〇〇地区です。
	申請人が植林をするための申請です。
	なお、許可を受けず○○○○頃に植林をしていたとして始末書が添付されてい
	ます。
	農地区分は第2種農地。
	許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し
	得るに該当します。
	議案第3号 については以上2件です。
議長	1番について担当委員から説明をお願いします。

I m x t n	
担当	ここは、今まで道路でUターンして家の横の駐車場に車を入れていたそうなん
委員	ですけども、ちょっと出入りがしにくいということで奥の畑を駐車場にして車
	の出入りをしやすくするための申請です。区長さんの承諾印もありましたの
	で、私も承諾しました。以上です。
議長	1番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	特に無いようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願い
	します。
担当	申請者は〇〇に住んでおられて、書類を見ましたら、隣接の承諾印、区長さん、
委員	生産組合長さんの印もありました。説明がありましたように、既に植林されて
	いますので、私も承諾しました。ご審議よろしくお願いします。
議長	2番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	特に無いようですので、農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたの
	で、許可相当として意見を付して県へ進達します。
	続きまして、議案第4号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願
	いします。
事務局	議案第4号 5件について御説明いたします。
	議案は5ページから6ページになります。
	申請事由や経営状況を掲げております。
	全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作
	業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。
	議案第4号 については以上5件です。
議長	議案第4号 について議案の5ページから6ページを見ていただき、御意見、
	御質問はございませんか。
	<なし>
	特に無いようですので、議案第4号 農地法第3条の申請については許可とい
	たします。
	続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の
	利用権設定の通年11件について説明をお願いします。
事務局	議案第5号 利用権設定の通年について御説明します。
	議案の7ページから8ページに明細書を、9ページから15ページに農用地利
	用集積計画書を掲げております。

事務局	借受人が9名、貸付人が11名で、面積は田が35,685㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。
	利力権政定期間、旧員などは労和者に記載しているこれりです。
	議案第5号 利用権設定の通年については以上です。
議長	議案第5号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定
	の通年について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	特に無いようですので、議案第5号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化
	促進事業]の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。
	 続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農
	地中間管理事業(集積計画一括方式)について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第5号 農地中間管理事業について御説明いたします。
	議案の16ページに明細書を、17ページから18ページに農用地利用集積計
	画書を掲げております。
	貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。
	田が965㎡、畑が2,925㎡、貸付人2名、借受人2名となっております。
	利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。
	議案第5号 農地中間管理事業については以上2件です。
議長	議案第5号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理
	事業(集積計画一括方式) 2 件について、御意見、御質問はございませんか。
○番委員	貸付人が亡くなったときにはどうなりますか。貸付人で議案にあがっている〇
	○さんは亡くなられているが。
事務局	お亡くなりになられたということで、この契約は2月1日からの更新というこ
	とになりますので、この契約は有効ではないということになります。ですので、
	再度、契約の手続きが必要になってまいります。○○様の相続人の方と連絡を
	取って、これからその手続きを再度し直そうと思います。よって、この議案に
	ついては、取り下げさせていただくことになります。
○番委員	初始悠に亡くわこれを担合の任料はじるわりませか、この悠の王嬬きはじる士
	契約後に亡くなられた場合の賃料はどうなりますか。その後の手続きはどうす
	るのか確認したい。
事務局	るのか確認したい。 相続人の代表がどなたになるかについても変更届というものを出していただ
事務局	るのか確認したい。
事務局	るのか確認したい。 相続人の代表がどなたになるかについても変更届というものを出していただくことになります。 ご夫婦ともに認知があられる場合は、息子さんなどで利用権の設定ができるの
○番委員	るのか確認したい。 相続人の代表がどなたになるかについても変更届というものを出していただくことになります。 ご夫婦ともに認知があられる場合は、息子さんなどで利用権の設定ができるのかどうか、どう手続きをしたらいいですか。
	るのか確認したい。 相続人の代表がどなたになるかについても変更届というものを出していただくことになります。 ご夫婦ともに認知があられる場合は、息子さんなどで利用権の設定ができるの

議長	他に御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	特に無いようですので、議案第5号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化
	促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)2件については申し出のと
	おりに決定します。
	続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]
	公社への売渡について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第5号 公社への売渡について、御説明します。
	議案の19ページに明細書を、20ページに農用地利用集積計画書を掲げてお
	ります。
	こちらは12月の委員会であっせん委員を決定した件について、あっせん調整
	が成立しましたので、今回、まずは農業公社へ売り渡す内容となっています。
	田が1筆、田が2,907㎡となっております。
	議案第5号 公社への売渡については以上です。
議長	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]公社への売渡について、御
	意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	特に無いようですので、議案第5号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化
	促進事業]公社への売渡については申し出のとおりに決定します。
	続きまして、議案第6号 農業経営基盤強化促進法による農地売買特例事業に
	伴うあっせん委員の指名について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第6号 あっせん委員の指名について、御説明します。
	議案の21ページ 1番になります。
	図面は45ページになります。
	あっせん申出が○○町に出ておりますので、○○委員と○○委員にあっせんを
	お願いするものです。
	議案第6号 あっせん委員の指名についての説明は以上です。

事務局	議案第6号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>
	特に無いようですので、議案第6号 農業経営基盤強化促進法による農地売買
	等特例事業に伴うあっせん委員の指名については申し出のとおりに決定しま 、
	す。
	学安についての家業はNLLにおります。 使きまして、却生東頂に致ります。
	議案についての審議は以上になります。続きまして、報告事項に移ります。
	報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお
	願いします。
事務局	報告第1号 について御説明します。
	議案は22ページになります。
	3件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。
	報告第1号 については以上です。
議長	報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はご
	ざいませんか。
	<なし>
	特に無いようですので、続きまして、報告第2号 農地等の形質変更届出につ
	いて事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第2号 について御説明します。
	議案の23ページ 1番になります。
	図面は46ページから48ページになります。
	申請地は○○○○地区です。
	嵩上げし、野菜の作付けをする畑として利用するための届出です。
	続きまして、議案は23ページ、2番になります。
	図面は49ページから52ページです。
	申請地は○○○○地区です。
	嵩上げし、麦、大豆、野菜の作付けをする畑として利用するための届出です。
	報告第2号 については以上です。
議長	1番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現場につきましては、農道よりも1メートル位低い所です。今のところは湿田
	と言いますか、泓田のような所で何も作れるような状態ではありません。そう
	いう所で嵩上げして何かを作ろうということです。今のところは野菜と掲げて
	あります。周りは山と農道、湿田という所です。区長さん、生産組合長さんも

担当委員	押印してありましたし、現場を見てみれば、嵩上げしても何も問題ない所です。
造コ安貝	
茶日	以上です。
議長	1番について、御意見、御質問はございませんか。
	< なし >
	特に無いようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願い
	します。
担当委員	ここは宅地をちょっと上げて、農地もちょっと上げたいということで、農地は
	40cm 以内で収まるだろうということでしたけども、裏に残った畑があるの
	で、そこが一段低くなるものですから、そこも一緒に高くしてくれということ
	でした。特に問題はないです。ただし、既に埋め立てが済んでおり、申請前に
	工事していたということでした。
事務局	形質変更届については、届出になりますので、許可ではなく報告事項というこ
	とになります。
議長	2番について、御意見、御質問はございませんか。
	くなし >
	特に無いようですので、続きまして、報告第3号 農地法第2条第1項の「農
	地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第3号 について御説明いたします。
	議案は、24ページになります。
	 1番については農地パトロールにて非農地相当としていましたが、所有者が市
	内在住でないなどの理由で非農地判断についての事前通知を行っておりませ
	んでした。今回、農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、
	当該農地を非農地と判断するとして報告しております。
	TIME DE CONTROL OF THE CONTROL OF TH
	 2番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地
	相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。
	 報告第3号 についての説明は以上です。
 議長	報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、
	御意見、御質問はございませんか。
	一個意見、個具向はこさいませんが。
	特に無いようですので、これで報告事項を終了します。
	これで第1回曲光禾県人人詳と明人! ナナ
	これで第1回農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>
L	I .